

富山県周産期保健医療協議会 部会設置要綱

(趣 旨)

第1条 富山県周産期保健医療協議会規則第7条に基づき、富山県周産期保健医療協議会に、富山県HTLV-1母子感染対策部会及び富山県先天性代謝異常等検査事業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、HTLV-1母子感染対策の体制の整備及び先天性代謝異常等検査事業の推進のための重要事項について専門的に調査審議するものとする。

(組 織)

第3条 部会の委員は、保健医療関係者のうちから知事が任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(役 員)

第5条 部会に、部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 部会の庶務は、厚生部健康課において処理する。

(細 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年6月30日までとする。